

令和3年 第3回

# 宿毛市議会臨時会会議録

令和3年5月28日開会

令和3年5月28日閉会

宿毛市議会事務局

# 令和3年第3回宿毛市議会臨時会会議録

## 目 次

### 第 1 日（令和3年5月28日 金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局職員出席者	1
出席要求による出席者	1
開 会（午前10時00分）	
○日程第1 会議録署名議員の指名	3
○日程第2 会期の決定	3
○日程第3 議案第1号	3
（提案理由の説明）	
市 長	3
質 疑	3
1 三木健正議員	3
都市建設課長	4
三木健正議員	4
都市建設課長	4
三木健正議員	4
都市建設課長	5
三木健正議員	5
都市建設課長	5
三木健正議員	5
都市建設課長	5
三木健正議員	5
都市建設課長	5
2 川田栄子議員	5
都市建設課長	6
川田栄子議員	7
都市建設課長	7
川田栄子議員	7
委員会付託省略	
討 論・表 決	8
閉 会（午前10時35分）	

----- . . ----- . . -----

付 録

議決結果一覧表..... 付－ 1

令和3年  
第3回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（令和3年5月28日 金曜日）

午前10時 開議

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 議案第1号 工事請負契約の変更について
- 

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第1号
- 

3 出席議員（12名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 今 城 隆 君    | 2番 堀 景 君      |
| 3番 三 木 健 正 君  | 4番 川 田 栄 子 君  |
| 5番 川 村 三千代 君  | 7番 高 倉 真 弓 君  |
| 8番 山 上 庄 一 君  | 9番 山 戸 寛 君    |
| 10番 岡 崎 利 久 君 | 11番 野々下 昌 文 君 |
| 12番 松 浦 英 夫 君 | 14番 濱 田 陸 紀 君 |
- 

4 欠席議員（1名）

- 13番 寺 田 公 一 君
- 

5 事務局職員出席者

- 事務局 長 朝比奈 淳 司 君
  - 次長兼庶務係長 奈良 和 美 君
  - 兼調査係長
  - 議事係長 桑 原 美 穂 君
- 

6 出席要求による出席者

- 市 長 中 平 富 宏 君
- 副 市 長 岩 本 昌 彦 君
- 企 画 課 長 黒 田 厚 君
- 総 務 課 長 桑 原 一 君

都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
教 育 長	鎌田 勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

**○副議長（高倉真弓君）** これより、令和3年第3回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

寺田公一君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届出がありました。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において濱田陸紀君及び今城 隆君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○副議長（高倉真弓君）** 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3「議案第1号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（中平富宏君）** 皆様、おはようございます。

本日は、令和3年第3回宿毛市議会臨時会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、今月20日に、地域子育て支援センターの職員1名が、新型コロナウイルスPCR検査の結果、陽性と確認されました。その後、そのほかの宿毛市職員におきまして、濃厚接触者は確認されておらず、市民の皆様には御心配、御不安をおかけいたしました。施設の消毒等

を実施し、24日から地域子育て支援センターは再開をしているところでございます。

現在、幡多福祉保健所管内はもとより、高知県内におきまして、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大しており、感染症対応の目安におけるステージは特別警戒となっておりますが、限りなく非常事態の一步手前の状況でございますので、市民の皆様におかれましては、今後も引き続き、手洗いの励行、マスクの着用などの感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、工事請負契約の変更についてでございます。

内容につきましては、令和3年3月2日の議会議決を受け、轟・竹村産業特定建設工事共同企業体と契約締結しました宿毛市統合保育園新築工事につきまして、工事内容に変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

**○副議長（高倉真弓君）** これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番三木健正君。

**○3番（三木健正君）** おはようございます。

早速、議案第1号につきましての質疑を行わせていただきます。

議案第1号、工事請負契約の変更についての質疑でございます。

今回の変更額は、10億795万2,000円から10億2,748万3,600円へ、変

増額は1,953万1,600円という増額になっておりますが、まず、この増額の内容と変更理由について、お伺いいたします。お願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） おはようございます。都市建設課長、三木議員の質疑にお答えします。

議案第1号、工事請負契約の変更について、変更金額の内訳とその理由について、説明いたします。

統合保育園については、造成工事完成後、引き続き、建築工事へ着手することから、盛土地盤における経年沈下が懸念されます。このことから、経年沈下を防ぐことを目的に、盛土へ建築する等の地盤へ、セメントによる地盤改良を施工することにしております。

4月に担当職員と施工管理を受託している設計事務所立会いのもと、地盤改良機の試験施工を行ったところ、地盤が固く締め固まり、回転しながら土とセメントを攪拌する機械の羽に対する抵抗負荷が高く、地下の支持層まで機械を貫入させることができませんでした。

これは、特に破砕岩が密に転圧され、高い強度が出ている場所については、地盤改良機の掘削能力が不足し、貫入できなくなっているものと考えられます。

このことに踏まえ、請負業者、設計事務所と対策を協議し、地盤改良機の貫入場所を事前に攪拌させる先行掘削機を併用することで、地盤改良の支持層まで施工を可能にしようとするものです。

これに伴う設計変更により、2,075万1,500円増額となります。

また、地盤改良に使用するセメント添加量を決定する室内配合試験を行った結果、当初、想定していたセメント添加量より少ない量で強度

を満たすことを確認したため、セメント添加量を設計変更し、121万9,900円減額となります。

以上、2つの変更により、合計で1,953万1,600円の増額となります。

○副議長（高倉真弓君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 概要は分かりました。

それでは、当初、設計で予定していた地盤改良が試験施工することで、貫入できないということが分かったということでしたが、地盤改良機自体を、もっとトルクのある機械にかえたりとか、そういった部分はできなかったのか。地盤改良機の変更とかを検討したということはないのか、お聞かせください。

○副議長（高倉真弓君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、工法の検討についてお答えします。

地盤改良機の施工規模は、直径80センチメートルのセメント改良を269本、直径1メートルのセメント改良を40本の計309本、計画をしております。

御質問のように、よりトルクのある機械へ変更する場合、大型の直径1.5メートル規模の地盤改良機へ変更すれば、施工可能と予測され、地盤改良機自体の変更を検討いたしました。試算しますと、機械自体が大型化することにより、機械の輸送費や組立解体費、施工金額が上がり、先行掘削を併用する場合に比べ、約7,000万円のコスト高になったことから、地盤改良機の変更は採用していません。

○副議長（高倉真弓君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 検討されたということで、承知いたしました。

続きましてもう1点ですが、盛土の地盤がよく転圧され、締まっているということでしたが、それであれば、地盤改良をやらなくても済むんじゃないかという考え方もあるかと思いますが、

地盤改良を施工することそのものについての妥当性は、どのように検討されたのかお聞かせください。

○副議長（高倉真弓君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、地盤改良の施工の妥当性について、お答えをいたします。

建築する範囲の盛土高は、高いところで10メートルを越えておまして、盛土後の時間経過も少ないため、施工時にしっかり締め固めてきていた土地でも、時間経過とともに、盛土高に比例し、沈下することがあると予想されます。

また、地下の支持地盤が傾斜しておりますので、敷地全体へ均一に土圧がかかっているのではなく、不動沈下の発生要因もございます。

このことから、建物と支持層までを定着させ、建物を安全に支持する必要があるため、地盤改良は必要なものと考えております。

○副議長（高倉真弓君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 分かりました。

あと、この最終的な金額の決定に至る部分で、1点確認させていただきたい部分がございます。

セメントの添加量が室内配合試験により減るという説明がございましたが、具体的には幾ら、どうなるのかという部分をお聞かせください。

○副議長（高倉真弓君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、セメントの添加量についてお答えします。

発注時は、土1立米当たり300キログラムのセメント添加量を想定しておりましたが、変更後は250キログラムとなります。

○副議長（高倉真弓君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 承知いたしました。

最後に補足的な質疑になるのですが、当臨時議会に議案が提出されたことや、また今回、多少、今の説明によりますと、作業内容が変わってくるんじゃないかなというふうに想定される

わけですが、そうすると、来年4月の供用開始を目的にされている事業なんです、この分の工期への影響というのはないのでしょうか。その部分をお聞かせください。

○副議長（高倉真弓君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、工期についてお答えします。

施工計画では、8月までに地盤改良と基礎工事を終え、9月から建て方、棟上げのことですけれども、こちらに入る計画をしております。

見込みでは、地盤改良の施工に約1か月、基礎工事に2か月を要しますので、6月に地盤改良、7・8の2か月で基礎工事という流れになります。

今回の変更は、この6月に施工する地盤改良に係る内容でありますので、今臨時議会へ提案をさせていただくものです。

なお、地盤改良は建築範囲の西側で施工するものですので、東側については先行し、基礎工事を進めているところです。

○副議長（高倉真弓君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 承知いたしました。

まだ天候の影響等で、工期遅れ等が発生すること、幾つか想定されることもあろうかと思っておりますので、注意深く見守っていただいて、4月供用開始に向けて、遅れるとかなり市民生活にも大きな影響が出てきかねない事業だと認識をしておりますので、注意を怠らず、事業を進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で、私の質疑終わります。ありがとうございました。

○副議長（高倉真弓君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 議案第1号、工事請負契約の変更について、質疑をさせていただきます。

土木工事では、多種多様な現地の自然条件、環境条件のもとで生産されるという特殊性を有

していることから、当初、積算時に予見できない事態、土質、湧き水などの変化に備え、その前提条件を明示して、設計変更の円滑化を工夫する必要があります。

発注者は条件明示をするように努め、受注者は、工事に当たって設計図書を照査して、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合、発注者と協議し、進めることが重要との観点から、質疑を行わせていただきます。

この状況の工事請負契約の変更につきまして、契約書のどの条項に当たるのか、教えていただきたいと思えます。

そして、高台造成時期に私も見学をさせていただきましたが、保育園建設の全体像の中で、今回、設計変更しようとする部分について、説明をお願いします。

受注者の責によらず、工事着手できない場合となりますので、契約変更の必要性が出てきたと思えます。今の現場の状況は中止となっているのか、現場の状況をお知らせください。

設計変更による工事内容と、かかる期間の変化等があれば、説明をお願いいたします。

設計変更を行うため、契約変更に先立って指示を行う場合は、指示書の内容に伴う増減額の概算額を記載することになりますが、設計変更は受注者からの協議がなされたものか、それとも発注者からの先行指示か。また、受発注者間の協議により、変更する場合なのか、お知らせください。

設計変更に当たっては、設計条件を確認して、設計変更協議に当たるとなります。工事での変更の必要性を明確にし、設計変更は書面、指示書等ですることになりますが、今回、受注者からの協議における変更と言われましたので、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合、その見積書を参考にして指示書に記載するとな

り、その見積書の妥当性を確認された場合、その見積書の額と受注書の提示額であることを指示書に記入するというようなことになると思います。

受注者から見積書の提出がない場合は、概算額には記入しないとなります。

今回、協議時点で受注者からの見積書の提出があったかどうか、お聞かせください。

そして、最後に、他の工法についての検討はどうか、説明をお願いいたします。

三木議員と重なった部分もあるかと思われますけれども、その辺りは省いても構いませんので、よろしくをお願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、川田議員の質疑にお答えします。

まずはじめに、建設工事の条件変更につきましては、建設工事請負契約書第18条や第19条に示されておりまして、今回、請負業者より提出された条件変更と確認要求書は、第18条第1項第4号に基づき、提出されたものです。

また、同条第4項では、調査の結果においては、第1項の事実が確認された場合においては、必要があると認められるときは、設計図書の訂正、または変更を行わなければならないとされており、設計変更はこれに基づき、行っております。

次に、変更場所についてお答えいたします。

今回の変更は、西側の盛土範囲での変更となります。東側の地山の範囲については、変更はございません。

次に、現場の施工状況について、御説明いたします。

変更が生じております範囲は、西側の盛土範囲のみのため、東側については、施工を続けておりまして、現在は床掘も終わり、基礎の鉄筋を組んでいるところです。

また、東側に計画しております浄化槽についても、既に据付けが終わっております。

次に、設計変更の見積りの経過について、説明いたします。

設計変更は、まず請負業者から条件変更の確認書が提出された後、こちらから機種変更の可能性や、経済比較、セメント配合試験の結果など、資料を提出するよう、指示をいたしました。

その後、提出された経済比較の資料には、工法ごとのコスト比較が記載されておりますが、請負業者からの見積書の提出は受けておりません。

建築の設計積算に関しては、当初から委託先の設計事務所が行っており、変更の際しても、引き続き、施工管理を受託している設計事務所の算定資料をもとに、変更をしております。

今回、追加した先行掘削費は、専門業者3社より見積りを徴取し、3社の中で最も低い見積額を設計単価に採用しております。

次に、工法の変更について、どんな検討をしたのかということでございますけれども、変更の際しましては、地盤改良機自体を大型化することも検討いたしました。コスト比較により、先行掘削を選定をしております。

例えば、杭を打つ工法に変えるとか、そういった検討になりますと、構造計算から確認申請、全部やり直すところからやらないといけなくなりますので、そういった現実的ではないものについては、検討は行っておりません。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質疑をさせていただきます。

建設に至るまで、ボーリング調査などの設計成果があると思われ。このことから、現場に即した設計となっていたのか、発注時の条件整備として、関係機関との協議が整ってからの

発注であったのか。また、現場の実態に即した、施工上影響がある自然条件等の明示などにより、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努められていたかと思われ。すけれども、そこの辺り、少し確認をさせてください。

○副議長（高倉真弓君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、川田議員の再質疑にお答えします。

発注前にボーリング等は確かに行っておりますけれども、部分的な資料でございます。面全体の地質というのは、実際、試験施工して確認をした上で施工しておりますので、今回、試験施工をした中で、どうしても機械が入らないということで、それに合わせた変更設計を行うということにしております。

○副議長（高倉真弓君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 以上で質疑を終わります。

○副議長（高倉真弓君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○副議長（高倉真弓君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

-----

午前10時33分 再開

○副議長（高倉真弓君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（高倉真弓君） 御異議なしと認めま

す。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○副議長(高倉真弓君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第1号」について、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(高倉真弓君) 全員起立であります。

よって「議案第1号」は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会の日程は全て議了いたしました。

これにて、令和3年第3回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会副議長 高倉真弓

議員 今城 隆

議員 濱田陸紀

令和3年第3回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	工事請負契約の変更について	5月28日	原案可決